

# 特定生産緑地指定の申請受付期限延長のお知らせ

平成4年に指定された生産緑地における特定生産緑地の申請について、新型コロナウイルスの感染拡大の状況等を踏まえ、

受付期限が令和4年3月31日（木）まで延長となります。

今回の延長が最終期限となり、申請を希望される方は、必要書類の取得などに時間を要することも考えられますので、お早めにご準備の上、お手続きをお願いいたします。

## 生産緑地について

平成4年から生産緑地の指定を開始し、まもなく指定後30年を迎えますが、30年を経過すると、いつでも買取り申出が可能になる一方で、税制特例措置の適用が段階的になくなるなど、農地を保有する上での環境が大きく変化します。

このため法律が改正され、これまでと同じ環境で営農できる期間を10年間延長する「特定生産緑地制度」が創設されました。

---

※申請に関するご相談、ご不明な点はお気軽にお問合せ下さい。

[申請に関するお問合せ先] 茨木市 都市整備部 都市政策課 TEL.072-620-1660

[JAのご相談受付窓口] JA茨木市 企画推進部 TEL.072-627-7778

営農経済センター TEL.072-641-9050

または各支店まで